

農業経営基盤の強化の促進に
関する基本的な構想（案）

令和 3 年 1 2 月
南 種 子 町

— 目 次 —

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2 農業経営の規模，生産方式，経営管理の方法，農業従事の態様等に関する 営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	10
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	13
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	14
1 利用権設定等促進事業に関する事項	15
(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件	15
(2) 利用権の設定等の内容	16
(3) 開発を伴う場合の措置	17
(4) 農用地利用集積計画の策定期限	17
(5) 要請及び申出	17
(6) 農用地利用集積計画の作成	18
(7) 農用地利用集積計画の内容	18
(8) 同意	19
(9) 公告	19
(10) 公告の効果	20
(11) 利用権の設定等の受けた者の責務	20
(12) 農業委員会への報告	20
(13) 紛争の処理	20
(14) 農用地利用集積計画の取消し等	20

2	農地中間管理事業及び特例事業（以下「農地中間管理事業等」という。）の 実施の促進に関する事項	21
3	農用地利用改善事業の実施の単位としててきとうであると認められる区域の 基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	21
	(1) 農用地利用改善事業の実施の促進	21
	(2) 区域の基準	21
	(3) 農用地利用改善事業の内容	21
	(4) 農用地利用規定の内容	22
	(5) 農用地利用規定の認定	22
	(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定	22
	(7) 農用地利用改善団体の勸奨等	23
	(8) 農用地利用改善事業の指導、援助	24
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う 農作業の実施の促進に関する事項	24
	(1) 農作業の受委託の促進	24
	(2) 農業協同組合による受委託のあっせん等	24
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する 事項	25
6	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項	25
	(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組	25
	(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の支援措置	25
	(3) 関係機関との連携	25
7	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	25
	(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携	25
	(2) 推進体制等	26

第6 その他	26
別紙1 (第5の1の(1)⑥関係)	28
別紙2 (第5の1の(2)関係)	29

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 南種子町は、鹿児島県大隅半島の南端から約40kmの海上にある種子島の南部に位置し、その立地条件を生かして水稲・さとうきび・さつまいも等の普通作物・肉用牛等の畜産・青果用さつまいも・スナップエンドウ等の園芸作物を主体とする農業生産が展開されている。

今後は、特にこのような園芸作物において、担い手を中心に高収益性の作目、作型を導入して、地域として産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と園芸作物による集約的経営を展開する農家との間で、労働力の提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として農業振興地域整備計画に則し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2. 南種子町の農業構造については、農業経営体数が減少し高齢化が進んでいる状況である。また、これまで兼業農家としての経営体の一部が、退職を機に専業農家になる割合も多くなってきている。更には、若手の担い手不足も深刻化している。こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって、兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域である地区などにおいては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手農家に集積されない農地について、一部荒廃農地となっており、近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3. 南種子町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、南種子町及び周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり360万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が南種子町農業生産の相当分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4. 国は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の中において、新規就農し定着する農業者を倍増するという目標を掲げている。また、県においては、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を年間 300 人以上としている。これを踏まえ、南種子町においては、年間 3 人の当該青年等の確保を目標にし、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に育成・確保していく。

5. 南種子町は、青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から概ね 5 年後）の農業経営の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていく。

具体的な経営の指標は、南種子町及び周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえ、農業経営において地域の他産業従事者と均衡する年間労働時間（主たる農業従事者 1 人あたり 2,000 時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から 5 年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる農業従事者 1 人あたり 150 万円程度とする。但し、農業次世代人材投資資金は含まない。）を目標とする。

6. 南種子町は、上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくために、就農相談から経営定着の段階まできめ細やかに対応していくことが重要であるため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項）による紹介、技術・経営面については熊毛支庁や種子屋久農業協同組合、各生産組織等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて、地域の中心的な経営体へ育成し、将来的には認定農業者へ誘導していく。また、農業研修を希望する者に対しては、指導農業者等の技術・経営に優れた農家のネットワーク化を図り、効果的な研修等ができるよう支援を行う。

7. 南種子町は、将来の南種子町の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、南種子町は、集落段階における将来の農業の展望とそれを担う経営体を明確にするため人・農地プランを活用し徹底した話し合いを行うなど、担い手や高齢・小規模農家、農作業受託組織など地域の多様な農業者が参画し、地域の実態に応じた営農の姿を描き、それを実現していく「地域営農の仕組み」を更に充実する。更に、望ましい経営体をめざす農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して南種子町担い手育成総合支援協議会等が主体となって経営診断、経営改善方策の提示等を行い、地域の農業者

が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業に対しては、現在実施している南種子町農業委員会を核とした農用地の利用集積に係る情報の収集・分析活動を一層活発化し、農業委員・農地利用最適化推進委員などによる貸出農地の掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。また、これらの農地の流動化に関しては、1集落又は数集落を単位とした土地利用調整を全町的に展開して集団化・連たん化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落のすべてにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進し、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）及び法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者（以下「認定新規就農者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度（法第23条第4項に規定する特定農業法人及び特定農業団体を言う。以下同じ。）の普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進することとし、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

更に、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を推進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けをもっており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。特に、中山間地域である地区においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人や特定農業団体の設立を図る。

なお、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の

参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営を小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第 12 条の農業経営改善計画の認定制度、法第 14 条の 4 第 1 項の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者・認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者・認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めるとともに、農業委員会が認める担い手農業者についても同様の支援措置を行うこととし、南種子町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

更に、地域の面的な広がりを対象とした事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者・認定新規就農者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

8. 南種子町は、熊毛支庁、農業委員会、農業協同組合の担当職員で構成する支援チームを設置し、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、認定新規就農者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導を行う。

特に、大規模畜産を目指す農業経営が展開しつつある地区においては、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、農協の融資担当者等による資金計画に係る研修、指導を実施する。

また、稲作単一から脱却を図ろうとする経営体については、新規の集約的作目の導入を図るため、同支援チームの下に、市場関係者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する指導を行い、水稻と組み合わせでの複合経営としての発展に結び付けるよう努める。

なお、農業経営改善計画の有効期間の終期を迎える認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行い、青年等就農計画の有効期間の終期を迎える認定新規就農者に対しては、その経営の確立に資するため、就農状況を点検し、農業経営改善計画の作成指導や経営指導等のフォローアップを行い、円滑に認定農業者に移行できるよう誘導する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に南種子町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、南種子町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶 専門型	〈作付面積等〉 茶 4.6ha (成木園定植後7年以上)	〈主な資本装備〉 乗用型摘採機（共同）、乗用型施肥中耕機、乗用型防除機、剪枝機、防霜ファン 〈その他〉 ・荒茶加工施設の共同利用 ・乗用型摘採機導入等中型機械化体系の省力化技術による労働力の軽減 ・荒茶歩留は、20% ・品種の組合せは、早生系40%、中生系50%、晩生系10%	青色申告の実施 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る	休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保 家族経営協定の締結
花卉 専門型	〈作付面積等〉 レザーリーフファン 0.5ha	〈主な資本装備〉 ハウス、トラクター、管理機、動噴、灌水施設 〈その他〉 ・遮光管理の実施 ・台風対策の実施	青色申告の実施 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る	休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保 家族経営協定の締結
タバコ 専門型	〈作付面積等〉 葉たばこ 3.3ha	〈主な資本装備〉 トラクター、管理作業機、マルチャー 〈その他〉 ・芽かぎの重労働を解消するため、接触型わき芽抑制剤の使用・完全共同育苗と受託乾燥による省力化と品質向上 ・高架型作業機、自動収穫機等の導入による機械体系の確立による省力化	青色申告の実施 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る	休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保 家族経営協定の締結

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 複合型	<p>〈作付面積等〉</p> <p>水稲 5.0ha</p> <p>青果用さつまいも 2.5ha</p> <p>原料用さつまいも 1.0ha</p>	<p>〈主な資本装備〉</p> <p>田植機，動噴，自脱型コン バイン，トラクター，管理 機，乾燥機</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の集団化・大区画化 ・早進化栽培の確立 ・航空防除の実施 ・受託作業の実施 ・優良種苗の確保 	<p>青色申告の実施</p> <p>複式簿記記帳により 経営と家計との分離 を図る</p>	<p>休日制の導入</p> <p>農繁期における臨時 雇用従事者の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>
さとうきび 複合型(1)	<p>〈作付面積等〉</p> <p>さとうきび 春植 3.0ha 株出 6.0ha</p> <p>原料用さつまいも 3.0ha</p> <p>生産牛 10頭</p> <p>飼料畑 2.0ha</p>	<p>〈主な資本装備〉</p> <p>トラクター，ミニトラ マルチャー，畜舎 ミニハーベスター</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マルチ栽培の拡大 ・優良種苗の確保 	<p>青色申告の実施</p> <p>複式簿記記帳により 経営と家計との分離 を図る</p>	<p>休日制の導入</p> <p>農繁期における臨時 雇用従事者の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>
さとうきび 複合型(2)	<p>〈作付面積等〉</p> <p>さとうきび 春植 1.5ha 株出 3.0ha</p> <p>原料用さつまいも 1.5ha</p> <p>青果用さつまいも 2.0ha</p>	<p>〈主な資本装備〉</p> <p>トラクター，ミニトラ マルチャー，畜舎 ミニハーベスター</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マルチ栽培の拡大 ・優良種苗の確保 	<p>青色申告の実施</p> <p>複式簿記記帳により 経営と家計との分離 を図る</p>	<p>休日制の導入</p> <p>農繁期における臨時 雇用従事者の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹 複合型	<p>〈作付面積等〉</p> <p>果樹 ポンカン 1.5ha タンカン 1.5ha</p> <p>水稲 3.0ha</p> <p>スナップエンドウ 0.3ha</p>	<p>〈主な資本装備〉</p> <p>トラクター，田植機，自脱型コンバイン，防除施設，運搬車，乾燥機</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スプリンクラーの設置 ・モノレールの整備 ・航空防除の実施 	<p>青色申告の実施</p> <p>複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る</p>	<p>休日制の導入</p> <p>農繁期における臨時雇用従事者の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>
野菜 複合型(1)	<p>〈作付面積等〉</p> <p>バレイショ 1.0ha</p> <p>青果用さつまいも 1.0ha</p> <p>さとうきび 春植 1.5ha 株出 3.0ha</p>	<p>〈主な資本装備〉</p> <p>トラクター，耕云機，管理機，軽トラック，掘取機，動噴</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同利用施設の選果選別機と農作業管理機械の活用による拡大 ・有機質堆肥の活用による土作りと肥料費の低減 ・優良種苗の確保 	<p>青色申告の実施</p> <p>複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る</p>	<p>休日制の導入</p> <p>農繁期における臨時雇用従事者の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>
野菜 複合型(2)	<p>〈作付面積等〉</p> <p>スナップエンドウ 0.4ha</p> <p>青果用さつまいも 1.0ha</p> <p>さとうきび 春植 0.5ha 株出 1.0ha</p>	<p>〈主な資本装備〉</p> <p>トラクター，耕云機，管理機，軽トラック，掘取機，動噴</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同利用施設の選果選別機と農作業管理機械の活用による拡大 ・有機質堆肥の活用による土作りと肥料費の低減 ・優良種苗の確保 	<p>青色申告の実施</p> <p>複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る</p>	<p>休日制の導入</p> <p>農繁期における臨時雇用従事者の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
花卉 複合型	<p>〈作付面積等〉</p> <p>レザーリーフファン 0.15ha</p> <p>さとうきび 1.0ha</p> <p>原料用さつまいも 1.0ha</p> <p>バレイショ 0.5ha</p>	<p>〈主な資本装備〉</p> <p>トラクター、管理機、ハウス、動噴、灌水施設</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採葉率の向上 ・基幹作業の委託 ・マルチ栽培の拡大 ・優良種苗の確保 	<p>青色申告の実施</p> <p>複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る</p>	<p>休日制の導入</p> <p>農繁期における臨時雇用従事者の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>
生産牛 複合型	<p>〈飼養頭数〉</p> <p>生産牛 25頭</p> <p>飼料畑 5.0ha</p> <p>〈作付面積等〉</p> <p>さとうきび 春植 2.0ha 株出 4.0ha</p> <p>原料用さつまいも 1.5ha</p>	<p>〈主な資本装備〉</p> <p>トラクター、畜舎、堆肥舎 飼料作物収穫機一式</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平均分娩間隔13ヶ月 ・1農家あたりの年間出荷頭数率90% ・優良種苗の確保 	<p>青色申告の実施</p> <p>複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る</p>	<p>休日制の導入</p> <p>農繁期における臨時雇用従事者の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
さとうきび 専門型	〈作付面積等〉 さとうきび 春植 15.0ha 株出 30.0ha	〈主な資本装備〉 トラクター，ハーベスター プランター，動噴 ミニトラ 〈その他〉 ・さとうきび操業期間中の 収穫作業を受託する ・大型機械の導入による省 力化	青色申告の実施 複式簿記記帳により 経営と家計との分離 を図る	休日制の導入 農繁期における臨時 雇用従事者の確保
さとうきび 複合型	〈作付面積等〉 さとうきび 春植 4.5ha 株出 10.5ha 原料用さつまいも 6.0ha	〈主な資本装備〉 トラクター，作畦マルチ施 肥同時処理機，ハーベスタ ー，つる切りマルチ処理機 プランター，動噴 ミニトラ 〈その他〉 ・農地は1区画30a以上で 2ヶ所程度に集団化 ・さとうきび，さつまいも 操業期間中は，収穫作業を 受託する ・大型機械の導入による省 力化	青色申告の実施 複式簿記記帳により 経営と家計との分離 を図る	休日制の導入 農繁期における臨時 雇用従事者の確保

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の5に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に南種子町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、南種子町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	備考
さとうきび 専門型	〈作付面積等〉 さとうきび 春植 2.5ha 株出 5.0ha	〈主な資本装備〉 トラック（軽，2t），トラクター， ロータリーカルチ，株揃機，根切り 排土機，株割機等 〈その他〉 ・主従事者2人を想定した経営面積 ・適期管理作業	
生産牛 専門型	〈作付面積等〉 生産牛 50頭 飼料畑 10ha	〈主な資本装備〉 牛舎，堆肥舎，子牛育成牛舎， トラック（軽，2t），トラクター， 飼料用作物収穫機一式 〈その他〉 ・圃場の集団化 ・肉用牛の生産率 85% ・土づくりの徹底 ・人工哺乳、制限哺乳への取組 ・地域未利用資源の積極的な活用 ・衛生対策，個体管理の徹底 ・セリ市出荷 概ね8ヶ月令	
花き 専門型	〈作付面積等〉 レザーリーフファン 0.25ha	〈主な資本装備〉 平張施設，木造作業場，軽トラック ，トラクター，動噴 〈その他〉 ・周年安定出荷 ・レザーリーフファンの採葉率の向 上	

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備 考
70% (令和12年度)	

○ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積についての目標

農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項）を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるよう努める。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、担い手の地域における農用地利用面積で、農地中間管理事業、利用権設定等促進事業等による借り入れ農地のほか自己所有農地、農作業受託面積の合計面積。

2 上記数値の目標年次は、県基本方針と同じ令和12年度とする。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、南種子町担い手育成総合支援協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、南種子町は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、人・農地プランの更新の過程で、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図り

つつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないよう、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

地域ごとの農用地の利用の改善については、次により進めることとする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

南種子町は、鹿児島県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、南種子町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえ、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

南種子町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項）が行う特例事業（法第7条）
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進する事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 平坦部においては、今後県営ほ場整備事業の実施が進められる見込みなので、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連たんの条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 中山間地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している荒廃農地の解消に努める。

ウ 本町の市街地を除く全集落においては、農地中間管理事業等を推進し、地域の中心経営体へ農地の集積を行うよう努める。

更に、南種子町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人及び特定農業団体制度

についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第 18 条第 2 項第 6 号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。）を除く。）又は農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 299 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事業がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権

利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、法第 7 条に規定された特例事業を行う農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、若しくは農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 農地所有適格法人以外の法人等が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地すべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合ほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）

の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

① 南種子町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 南種子町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を行う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（4）農用地利用集積計画の策定期間

① 南種子町は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。

② 南種子町は、（5）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

③ 南種子町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。

この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（5）要請及び申出

① 南種子町農業委員会は、認定農業者等で利用権の設定を受けようとするもの又は利用権の設定等を行おうとするものの申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、これに対する利用権設定等の調整が整ったときは、南種子町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 南種子町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地

区内の土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 52 条第 1 項又は第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 90 日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 南種子町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 南種子町は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、南種子町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 南種子町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支

払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が、農地所有適格法人以外の法人等である場合には、次に掲げる事項を定める。

ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が、毎事業年度の終了後3月以内に、農地法（昭和27年法律第229号、以下「農地法」という。）第6条の2で定めるところにより、権利の取得を受けた農用地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

（ア）農用地を明け渡す際の現状回復の義務を負う者

（イ）原状回復の費用の負担者

（ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

（エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

（8）同意

南種子町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（7）の②に規定する土地ごとに（7）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

（9）公告

南種子町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（5）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（7）の①から⑥までに掲げる事

項を南種子町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

南種子町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画で定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

南種子町は、農地所有適格法人以外の法人等からの農用地の利用状況の報告(農地法第6条の2)があった場合は、その写しを南種子町農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

南種子町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 南種子町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜に事業に常時従事していないと認めるとき。

② 南種子町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 南種子町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を南種子町の広報に記載

することその他所定の手段により公告する。

④ 南種子町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 南種子町農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業等の活用を図るものとする。南種子町農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、公益財団法人鹿児島県地域振興公社（以下「地域振興公社」）に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地中間管理事業及び特例事業（以下「農地中間管理事業等」という。）の実施の促進に関する事項

(1) 南種子町は、県下一円を区域として農地中間管理事業等を行う地域振興公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 南種子町、南種子町農業委員会、種子屋久農業協同組合は、農地中間管理事業等の促進のため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

南種子町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

しかしながら、例えば水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場合、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ

総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を南種子町に提出して、農用地利用規程について南種子町の認定を受けることができる。

② 南種子町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込が確実であること。

③ 南種子町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を南種子町の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用

権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）、又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 南種子町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規程する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申請があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規程する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権限に基づき使用及び収益をするものがある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は

農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 南種子町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 南種子町は、(5)の①に規程する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、熊毛支庁、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、南種子町担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的、重点的な支援、協力が行われるよう努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

南種子町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家郡の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、関係団体と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共

同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

南種子町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

南種子町は、第1の4に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関、団体との連携の下、次の取り組みを重点的に推進する。

① 南種子町は、熊毛支庁、種子屋久農業協同組合等との連携を図りながら、新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、町内での就農に向けた情報の提供を行う。

また、町内の先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受け入れを行う。

② 南種子町は、農業外又は町内外から意欲に満ちた人材を幅広く求めるため、公益社団法人鹿児島県農業・農村振興協会の就農アドバイザー等を活用した就農相談活動の充実強化を行う。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の支援措置

南種子町は、地域の中心的な経営体として「人・農地プラン」に位置付けられた新たに農業経営開始した者に対し、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金の積極的な活用、関係機関との定期的な巡回及び指導農業士による研修等を行う。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等が円滑に就農できるよう、受け入れ体制の整備を行うとともに関係機関、団体との連携を図りながら、農業経営を開始した後も継続的に指導を行い、地域に貢献できる農業者となるよう支援する。

(3) 関係機関との連携

南種子町は、青年等の就農促進に係る効率的な支援体制の整備を図るため、南種子町農業委員会、種子屋久農業協同組合等との連携を図る。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

南種子町は、1 から 5 までに掲げた事項の推進に当たって、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 南種子町は、県営圃場整備事業による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、野菜集荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 南種子町は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、地域の特徴を生かした産地づくりを通じて、望ましい経営の育成を図ることとする。特に、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

ウ 南種子町は、多面的機能支払交付金等の推進を図るとともに、集落排水対策事業を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

エ 南種子町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

南種子町は、南種子町農業委員会、熊毛支庁、種子屋久農業協同組合、南種子町土地改良区、農地中間管理機構、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 4 で掲げた目標や第 2、第 3 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関、団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関、団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を協力を推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう南種子町担い手育成総合支援協議会の下で相互に連携を図りながら、農地中間管理機構と協力するように努めるものとし、南種子町は、このような協力の推進に配慮する。

第 6 その他

この基本構想を定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し、必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成 22 年 6 月 9 日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。
- 5 この基本構想は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

別紙1（第5の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・ 法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・ その土地を効率的に利用することができると認められること。

（2）農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・ その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・ その土地を効率的に利用することができると認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・ その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙 2 (第 5 の 1 (2) 関係)

I 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は原則として 3～5 年、農業者年金制度関連の場合は 10 年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる期間とする。</p> <p>ただし、利用権設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて 3～5 年とすることが相当でない認められる場合等には、3～5 年と異なる存続期間 (最長 20 年) とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定 (又は移転) される利用権の当事者が当該利用権の存続期間 (又は残存期間) の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第 52 条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの で定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記 1 から 3 までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1 の支払いは、賃貸人の指定する農業共同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき南種子町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 賃借の支払方法	④ 有益費の償還
	<p>で定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。</p>		

II 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 賃借の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3に同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 賃借の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	<p>Iの③に同じ。</p> <p>この場合においてIの③の中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。</p>	

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類以の土地の通常取引（農地展用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないうときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>